

「新宿区空き缶等の散乱及び路上喫煙による被害の防止に関する条例」の改正（案）

～地域説明会のご案内～

区では、平成9年に新宿区空き缶等の散乱及び路上喫煙による被害の防止に関する条例（以下「条例」という。）を施行し、地域における環境美化を推進してきました。

この度区は、条例改正により、禁止しているポイ捨てごみの定義（缶、びん、ペットボトル、たばこの吸殻等）に食料の容器等（弁当、菓子、カップ麺その他の食料を収納する容器やストロー、割りばし、串等飲食に用いる用具）を加え、区民の責務として飼い犬のふんの適切な処理について定めることを検討しています。

これにより、地域におけるより一層の美化推進を図り、新宿に住む人も訪れる人も快適に過ごせる環境づくりに取り組んでまいります。

この条例改正の素案について、以下の日程で地域説明会を実施します。

（ご予約は不要です。直接、会場へお越しください。）

（このほかより多くの方に改正（案）を周知するため、オンラインにより説明動画を配信します。）

日 時	会 場
令和8年2月25日（水） 14時～15時	新宿区役所第2分庁舎分館 1階会議室 新宿5丁目18-21
令和8年2月26日（木） 18時～19時	戸塚地域センター 5階会議室1・2 高田馬場2丁目18-1

あわせて、令和8年2月16日（月）から3月16日（月）にかけて、パブリックコメントを実施し、広く区民の皆様からのご意見を募集します。
ご意見に対する区の考え方は、区ホームページで後日公開いたします。

【お問合せ】

新宿区環境清掃部 ごみ減量リサイクル課
〒160-8484 新宿区歌舞伎町1丁目4-1（本庁舎7階）
電話 5273-4267 Fax 5273-4070